

26町い高第1171号
2026年2月9日

町田市高齢者ホーム出張調髪利用券対象者 様
ご家族 様

町田市いきいき生活部高齢者支援課
高齢者総合相談担当課長 伊奈 誠

「町田市高齢者ホーム出張調髪利用券」交付終了のお知らせ

日頃より町田市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

町田市では、実施している事業全般について、毎年見直しを行っております。

このたび、町田市高齢者調髪事業において、これまで例年4月に送付しておりました「町田市高齢者ホーム出張調髪利用券（以下、「本券」という。）」を、2025年度をもって交付を終了することといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(1) これまで対象となっていた方

3月1日現在市内の特別養護老人ホームに住民登録があり入所している65歳以上の方、または要介護4・5で、住民登録を特別養護老人ホームに異動せずに、前年の12月時点で入所していた方。

(2) 今後の調髪サービスのご利用について

調髪サービス自体は2026年度以降も引き続き各施設で実施されます。

今後は全額自己負担となります。

(3) 交付終了の理由

町田市では、高齢者福祉の増進を目的として、調髪を提供するため、本事業を実施しております。

介護保険制度では、特別養護老人ホームは入所者の方々に対し、調髪を提供することが求められています。

町田市ではこの事業の見直しを行うにあたり、2025年10月に市内の特別養護老人ホーム及び入所者の方々の状況を確認しました。その結果、本券をお使いにならない方でも、ご自身のやり方で調髪されているケースが多く見受けられました。また、本券の有無にかかわらず、調髪の回数に大きな変化がないことも確認されました。

これらの状況から、市としては本券がなくても入所者の方々の整容の維持が十分に確保できるものと判断いたしました。

※このお知らせは、2025年3月1日時点の情報に基づき、2025年度の「町田市高齢者ホーム出張調髪利用券」の対象となられたすべての方へお送りしております。以前にご利用を辞退された方にも送付しておりますこと、何卒ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

町田市いきいき生活部高齢者支援課

高齢者相談・支援担当

担当：高齢者調髪事業担当

電話：042-724-2141（直通）